

# 総務委員会 会議録

日 時 令和7年3月14日（金曜日） 午前9時55分～午前10時52分

場 所 白杵庁舎2階 全員協議会室

## 出席委員の氏名

|             |           |           |
|-------------|-----------|-----------|
| 委 員 長 梅田 徳男 | 副委員長 甲斐 尊 | 委 員 戸匹 映二 |
| 委 員 奥田富美子   | 委 員 大塚 州章 | 委 員 内藤 康弘 |

## 欠席委員の氏名

（ な し ）

## 説明のため出席した者の職氏名

|              |       |              |       |
|--------------|-------|--------------|-------|
| 政策監（総務・企画担当） | 平山 博造 | 消防本部消防長      | 亀井 英樹 |
| 総務課課長        | 佐世 善之 | 財務経営課長       | 荻野 浩一 |
| 秘書・総合政策課長    | 安東 信二 | 消防本部総務課長     | 中尾 敬  |
| 消防本部予防課長     | 三城 英昭 | 社会教育課長       | 川辺宏一郎 |
| 総務課課長代理      | 宇都宮律子 | 秘書・総合政策課課長代理 | 狭間 隆則 |
| 総務課主査        | 足立 卓也 | その他関係職員      |       |

## 出席した事務局職員の職氏名

書記 二宮 貴司

## 傍聴者

（ な し ）

## 会議に付した事件及び審査結果

### < 審査議案 >

| 議案番号 | 議 案 名                              | 審査結果 |
|------|------------------------------------|------|
| 第5号  | 白杵市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について      | 原案可決 |
| 第6号  | 白杵市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について | 原案可決 |

|        |                                           |      |
|--------|-------------------------------------------|------|
| 第 7 号  | 臼杵市職員の給与に関する条例等の一部改正について                  | 原案可決 |
| 第 8 号  | 臼杵市職員の退職手当に関する条例の一部改正について                 | 原案可決 |
| 第 9 号  | 臼杵市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等<br>の一部改正について | 原案可決 |
| 第 10 号 | 刑法等の一部改正に伴う関係条例の整備について                    | 原案可決 |
| 第 17 号 | 臼杵市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について                 | 原案可決 |
| 第 18 号 | 臼杵市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の<br>一部改正について  | 原案可決 |
| 第 19 号 | 他の普通地方公共団体の公の施設の利用に関する協議について              | 原案可決 |
| 第 20 号 | 臼杵市過疎地域持続的発展計画の変更について                     | 原案可決 |

午前 9 時 55 分 開議

○委員長（梅田徳男）

ただいまから総務委員会を開催いたします。これより議事に入ります。本委員会に付託されました議案は 10 件であります。審査の関係上、消防本部総務課所管の議案を先に審査し、その後、議案順に審査いたします。それでは消防本部総務課所管の議案の審査を行います。第 17 号議案 臼杵市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを議題といたします。執行部の説明を求めます。

◎消防本部総務課長（中尾 敬）

（ 付議議案書及び配付資料に基づき説明 ）

○委員長（梅田徳男）

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は挙手をもってお願いします。

○委員（奥田富美子）

補償基礎額は日額となっているが、時間でいうと 8 時間という考え方でよいですか。

◎消防本部総務課長（中尾 敬）

奥田委員の質問にお答えします。日額ですので通常 8 時間という考え方です。

○委員長（梅田徳男）

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

○委員長（梅田徳男）

ないようですので、以上で質疑を終わります。これより討論に入ります。

（ な し ）

○委員長（梅田徳男）

以上で討論を終わります。これより採決を行います。第１７号議案については、原案のとおり可決することにご異議ありませんでしょうか。

（ 「異議なし」の声 ）

○委員長（梅田徳男）

異議なしと認めます。よって第１７号議案については原案のとおり可決すべきものとして決しました。次に、第１８号議案 白杵市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部の説明を求めます。

◎消防本部総務課長（中尾 敬）

（ 付議議案書及び配付資料に基づき説明 ）

○委員長（梅田徳男）

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は挙手をもってお願いいたします。

○委員（内藤康弘）

３５年以上の団員は現在何人いますか。

◎消防本部総務課長（中尾 敬）

内藤委員の質問にお答えいたします。令和７年３月１日時点、３５年以上の団員は２２名です。今回の退職報奨金の改正に該当する来年令和８年３月３１日時点での３５年以上の団員は２８名になります。

○委員長（梅田徳男）

ほかに質疑はありませんか。

○委員（奥田富美子）

長年勤めていただいている方が多くなっていると思いますが、今回新たに３５年以上という基準が設けられた理由を教えてください。

◎消防本部総務課長（中尾 敬）

奥田委員の質問にお答えいたします。今回の改正の趣旨にもありますが、団員の待遇改善という大きな理由があります。全国的に年々団員が少なくなっており、高齢化も進み、経験年数が多い方が多数在籍する体制となっていることも踏まえ、３５年以上を追加するということだと思います。

○委員長（梅田徳男）

ほかに質疑はありませんか。

○委員（内藤康弘）

現在の団員の平均年齢はわかりますか。

◎消防本部総務課長（中尾 敬）

内藤委員の質問にお答えいたします。団員の平均年齢は令和6年4月1日現在で、44.6歳です。

○委員長（梅田徳男）

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

○委員長（梅田徳男）

ないようですので、以上で質疑を終わります。これより討論に入ります。

（ な し ）

○委員長（梅田徳男）

以上で討論を終わります。これより採決を行います。第18号議案については、原案のとおり可決することにご異議ありませんでしょうか。

（ 「異議なし」の声 ）

○委員長（梅田徳男）

異議なしと認めます。よって第18号議案については原案のとおり可決すべきものとして決しました。以上で消防本部総務課所管の議案審査を終わります。

休憩します。

午前10時08分 休憩

---

午前10時10分 再開

○委員長（梅田徳男）

再開します。

次に、総務課所管の議案の審査を行います。第5号議案 臼杵市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部の説明を求めます。

◎総務課長（佐世善之）

（ 付議議案書及び配付資料に基づき説明 ）

○委員長（梅田徳男）

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は挙手をもってお願いいたします。

○委員（奥田富美子）

配偶者等とあるのは、実際の戸籍上で婚姻関係が成立しているだけでなく、実質婚姻関係にある事実婚も含めてということで、対象が緩和されたという認識で間違いないでしょうか。

◎総務課長（佐世善之）

事実婚も含め範囲が広がったということになります。

○委員（奥田富美子）

事実婚の場合、どのように確認しますか。

◎総務課課長代理（宇都宮律子）

住民票では未届けで婚姻関係はないけれども、未届けではあるが夫婦関係にあるということが確認できれば、認めるということになると思います。

○委員長（梅田徳男）

ほかに質疑はありませんか。

○委員（大塚州章）

配偶者等の「等」ですが、職員の2親等以内の兄弟が一緒に住んで、そのような状況になったときは関係ありますか。

◎総務課長（佐世善之）

大塚委員の質問にお答えします。2親等含めて、職員が介護をしなければならないところでございますので対象になります。

○委員（大塚州章）

家族という単位で、看ることができるということですか。どの辺がボーダーラインですか。

◎総務課長（佐世善之）

大塚委員の質問にお答えします。現在、2親等以内になります。

○委員長（梅田徳男）

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

○委員長（梅田徳男）

ないようですので、以上で質疑を終わります。これより討論に入ります。

（ な し ）

○委員長（梅田徳男）

以上で討論を終わります。これより採決を行います。第5号議案については、原案のとおり可決することにご異議ありませんでしょうか。

（ 「異議なし」の声 ）

○委員長（梅田徳男）

異議なしと認めます。よって第5号議案については原案のとおり可決すべきものとして決しました。次に、第6号議案 臼杵市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。それでは、執行部の説明を求めます。

◎総務課長（佐世善之）

（ 付議議案書に基づき説明 ）

○委員長（梅田徳男）

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は挙手をもってお願いいたします。

（ な し ）

○委員長（梅田徳男）

ないようですので、以上で質疑を終わります。これより討論に入ります。

（ な し ）

○委員長（梅田徳男）

以上で討論を終わります。これより採決を行います。第6号議案については、原案のとおり可決することにご異議ありませんでしょうか。

（ 「異議なし」の声 ）

○委員長（梅田徳男）

異議なしと認めます。よって第6号議案については原案のとおり可決すべきものとして決しました。次に、第7号議案 臼杵市職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題いたします。それでは、執行部の説明を求めます。

◎総務課長（佐世善之）

（ 付議議案書及び配付資料に基づき説明 ）

○委員長（梅田徳男）

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は挙手をもってお願いいたします。

○委員（奥田富美子）

第2条の会計年度任用職員の勤勉手当を新たに支給することについて、対象者とこの改正で上がる金額、そもそもの考え方、同一労働と同一賃金の考え方があると思いますが、その考え方のもととなった根拠を教えてください。

◎総務課長（佐世善之）

奥田委員のご質問にお答えいたします。勤勉手当を支給するに至った経過ですが、これまで会計年度任用職員につきましては人事評価を行っていませんでしたので、勤勉手当を支給するための評価がなくこれまで支払いはしていなかったのですが、勤勉手当の支給に際して職員と同等まではいきませんが、人事評価を使用して、その評価によって手当を支払う準備が整いましたので、本市においても勤勉手当を払うということになりました。対象職員につきましては、令和7年度は一般会計で253名でございます。勤勉手当の増額につきましては、7582万円でございます。

○委員長（梅田徳男）

ほかに質疑はありますか。

○委員長（梅田徳男）

委員として質疑したいので、暫時副委員長と交代します。

（ 委員長を甲斐副委員長に交代 ）

○委員（梅田徳男）

給料表の改定で、職員一人当たりいくらぐらい上がるのですか。

◎総務課長（佐世善之）

梅田委員の質問にお答えいたします。月額支給月額については変わりませんので、特段この改定によって給与の増額はございません。等級が例えば6級の30号を支払った人が6級の25号とか下がりますが金額については変わらないので、予算的には増減は発生しないということになります。

○委員（梅田徳男）

通常の今テレビで放送している、いわゆる賃闘の結果に匹敵するような数字はここでは表れていないのですね。

◎総務課長（佐世善之）

梅田委員の質問にお答えいたします。公務員の給与の決定につきましては、民間側の春闘相場とか、そういった分を反映して、国の人事院については全国の企業調査をしながら、差がどのくらいあるのかを調査した中で、国家公務員の給与がだいたい11月ぐらいに人事院から勧告されて改定をし、それに倣いまして大分県人事委員会についても県内の企業の春闘相場というか民間の給与の改定を鑑みて、職員と差があるということで勧告がありまして、それについて回答していきますので、私たち地方公務員については、国と県の状況を鑑みて変えていきますので、春闘相場で賃上げをしている内容がすぐ公務員の給与に瞬時に影響するということはございません。今年の11月の時に反映されるということになります。

○副委員長（甲斐 尊）

それでは委員長を交代します。

（ 委員長を梅田委員長に交代 ）

○委員長（梅田徳男）

ほかに質疑はありませんか。

○委員（戸匹映二）

配偶者の手当を廃止した理由は何ですか。

◎総務課長（佐世善之）

戸匹議員の質問にお答えします。国家公務員の給与が変わりまして、国の方では働き手が少なくなってきましたので、極力扶養に入っている方も働いてくださいということが理由になっていると思います。

○委員長（梅田徳男）

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

○委員長（梅田徳男）

ないようですので、以上で質疑を終わります。これより討論に入ります。

（ な し ）

○委員長（梅田徳男）

以上で討論を終わります。これより採決を行います。第7号議案については、原案のとおり可決することにご異議ありませんでしょうか。

（ 「異議なし」の声 ）

○委員長（梅田徳男）

異議なしと認めます。よって第7号議案については原案のとおり可決すべきものとして決しました。次に、第8号議案 白杵市職員の退職手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。それでは、執行部の説明を求めます。

◎総務課長（佐世善之）

（ 付議議案書に基づき説明 ）

○委員長（梅田徳男）

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は挙手をもってお願いいたします。

（ な し ）

○委員長（梅田徳男）

ないようですので、以上で質疑を終わります。これより討論に入ります。

（ な し ）

○委員長（梅田徳男）

以上で討論を終わります。これより採決を行います。第8号議案については、原案のとおり可決することにご異議ありませんでしょうか。

（ 「異議なし」の声 ）

○委員長（梅田徳男）

異議なしと認めます。よって第8号議案については原案のとおり可決すべきものとして決しました。次に、第9号議案 白杵市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。それでは、執行部の説明を求めます。

◎総務課長（佐世善之）

（ 付議議案書に基づき説明 ）

○委員長（梅田徳男）

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は挙手をもってお願いいたします。

（ な し ）

○委員長（梅田徳男）

ないようですので、以上で質疑を終わります。これより討論に入ります。

（ な し ）

○委員長（梅田徳男）

以上で討論を終わります。これより採決を行います。第９号議案については、原案のとおり可決することにご異議ありませんでしょうか。

（ 「異議なし」の声 ）

○委員長（梅田徳男）

異議なしと認めます。よって第９号議案については原案のとおり可決すべきものとして決しました。次に、第１０号議案 刑法等の一部改正に伴う関係条例の整備についてを議題といたします。それでは、執行部の説明を求めます。

◎総務課長（佐世善之）

（ 付議議案書に基づき説明 ）

○委員長（梅田徳男）

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は挙手をもってお願いいたします。

○委員（戸匹映二）

禁錮と拘禁刑の違いを教えてください。

◎総務課主査（足立卓也）

戸匹委員の質問にお答えいたします。今回刑法の改正に伴いまして、懲役、禁錮がなくなるということで、懲役、禁錮どちらも自由を拘束するような位置づけになっておりまして、懲役に関しましては刑事施設に収監して刑務作業をさせるものとありまして、禁錮については刑事施設に収容して刑務作業を行わせないものになっています。実際には何もしないのが普通だということで、刑務作業に従事する懲役の形になってきていますが、今回刑務作業を行わない禁錮刑というものがほとんど使われなくなった実情もあって、柔軟に対応できるように拘禁刑という刑に統合されるということです。

○委員長（梅田徳男）

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

○委員長（梅田徳男）

ないようですので、以上で質疑を終わります。これより討論に入ります。

（ な し ）

○委員長（梅田徳男）

以上で討論を終わります。これより採決を行います。第１０号議案については、原案のとおり可決することにご異議ありませんでしょうか。

( 「異議なし」の声 )

○委員長（梅田徳男）

異議なしと認めます。よって第10号議案については原案のとおり可決すべきものとして決しました。以上で総務課所管の議案の審査を終わります。お疲れさまでした。

休憩します。

午前10時41分 休憩

---

午前10時42分 再開

○委員長（梅田徳男）

再開します。

次に、秘書・総合政策課所管の議案の審査を行います。第19号議案 他の普通地方公共団体の公の施設の利用に関する協議についてを議題といたします。執行部の説明を求めます。

◎秘書・総合政策課長（安東信二）

( 付議議案書及び配付資料に基づき説明 )

○委員長（梅田徳男）

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は挙手をもってお願い致します。

○委員（奥田富美子）

具体的に経費の負担のところが市及び町が負担するとあって、例えば私が他市の施設を使う時に私の負担はなくて使えるということですか、ということと、具体的に何か、そういうことがあるのかなと想像しますが、昨年の大在東グラウンドのところから、実質そういう、市民が利用したとかいうようなことがありますでしょうか。

◎秘書・総合政策課長（安東信二）

奥田委員のご質問にお答えいたします。まずこの3の経費の負担といいますのは、設置する施設にかかる費用ですね、維持経費、そこは、それぞれの市町が出します。例えば臼杵の市民球場でしたら臼杵市が負担しますということでございます。使用料につきましてはそれぞれの施設で使用料が定められておりまして、その中で、まちまちですけど、例えば日出町の施設ですが、使用料を書いております。施設や自治体によっては、例えば臼杵市だったら臼杵市民は500円ですけど市外の方は1,000円いただきますとか、そういう設定をしている施設もありますし、市内市外と同一にしている施設もろもろございます。ですので、臼杵の人が使ったらその施設の使用料を支払うというふうになっております。大在東グラウンドを臼杵市民がどれぐらい使っているかというのは、すみませんちょっと統計をとっておりませんので、お答えできません。以上でございます。

○委員長（梅田徳男）

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

○委員長（梅田徳男）

ないようですので、以上で質疑を終わります。これより討論に入ります。

（ な し ）

○委員長（梅田徳男）

以上で討論を終わります。これより採決を行います。第１９号議案については、原案のとおり可決することにご異議ありませんでしょうか。

（ 「異議なし」の声 ）

○委員長（梅田徳男）

異議なしと認めます。よって第１９号議案については原案のとおり可決すべきものとして決しました。次に、第２０号議案 白杵市過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題といたします。それでは、執行部の説明を求めます。

◎秘書・総合政策課長（安東信二）

（ 付議議案書に基づき説明 ）

○委員長（梅田徳男）

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は挙手をもってお願いいたします。

○委員（大塚州章）

県と諮って計画を変更したいということだが、過疎計画は県の許認可が国とはまた違うということですか。

◎秘書・総合政策課課長代理（狭間隆則）

大塚委員の質問にお答えいたします。県の問い合わせということですが、最終的にはこれにつきましては国の方に提出をします。県も過疎に対する方針というのがありますので、こちらの方針に基づいてできてるかという審査を行っておりますので、今回県の方に事前に協議をして、こういう形でどうでしょうかというような形でさせていただいております。

○委員（大塚州章）

ということは県が一旦認めて、それから国に上げて国が許可を下ろすということですね。

◎秘書・総合政策課課長代理（狭間隆則）

大塚委員の質問にお答えいたします。おっしゃるとおり県の方で認めていただいて、国の方に提出し許可をもらうということになります。

○委員長（梅田徳男）

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

○委員長（梅田徳男）

ないようですので、以上で質疑を終わります。これより討論に入ります。

（ な し ）

○委員長（梅田徳男）

以上で討論を終わります。これより採決を行います。第２０号議案については、原案のとおり可決することにご異議ありませんでしょうか。

（ 「異議なし」の声 ）

○委員長（梅田徳男）

異議なしと認めます。よって第２０号議案については原案のとおり可決すべきものとして決しました。以上で、秘書・総合政策課所管の議案の審査を終わります。お疲れさまでした。

○委員長（梅田徳男）

以上で総務委員会を閉会いたします。

午前１０時５２分 閉会

---

白杵市議会委員会条例第３０条第１項の規定により、ここに記録を作成する。

令和７年３月１４日

白杵市議会

総務委員会委員長 梅 田 徳 男